

東京都景観計画 変更概要

1. 第 1 章第 2 「東京の景観特性」の再構成

- ・「都市づくりのランドデザイン」を踏まえ、地域区分を見直した。
- ⇒豊島区は「センターコアエリア」と「都市環境再生ゾーン」の 2 つのエリアに属していたが、今回の変更で「中枢広域拠点域（環 7 の内側）」のみに属する形に整理された。
- ・地域区分ごとの「主要な景観要素」についての再整理 ※別紙のとおり
 - ・後述の「夜間照明」に関する記述が追加
 - ・ランドデザインを踏まえ、「商店街」に関する記述が追加

2. 第 1 章第 4 「良好な景観形成に関する方針」への追記

- ・無電柱化について「既存の都道を優先的に無電柱化していく」と明記

3. 第 1 章第 5 「夜間における景観の形成に関する方針」の追加

- ・以下の 3 つの夜間の景観形成方針を示した
- ① 「ダイナミックな都市構造を光で表現」
⇒高層ビルの集積、道路、河川等の都市構造を光にヒエラルキーを付けて表出させる。土地利用の特性に応じて、都市全体の夜間景観にメリハリをつける
 - ② 「地域の個性を生かした夜間景観の形成」
⇒個性ある地域の夜景を回遊して楽しめるよう、光を点から線、面へと繋げ、連続性のある夜間景観を形成する。
東京の歴史や文化、地形や自然などの景観資源を引き立たせる照明を行う
 - ③ 「光の質の向上」
⇒光と影を効果的に使ったメリハリの演出により、印象に残る美しい夜間景観を創出するまぶしく不快な光の抑制や演出性の配慮などにより、快適な光環境を作る。

4. 第 3 章第 1 「大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度」の変更

- ・指針に「夜間照明」に関する基準などを追加
- ・協議対象に「マンションの建て替え等の円滑化に関する法律第 105 条第 1 項の容積率許可」を受ける案件が追加
- ・事前協議の提出書類に「照明計画」が追加
- ・高さ 10m 以上部分掲出される屋外広告物の基準について「ただし、壁面に設置する広告物について、にぎわい形成や良好な景観形成に寄与すると認められる場合は、この限りではない」という記述が追加

東京都景観計画 第1章第2「東京の景観特性」における景観の主要な要素

東京都景観計画(現行)		変更案		
センターコア再生ゾーン		中枢広域拠点域		追記依頼(案)
要素の種類	豊島区に関する記述	要素の種類	豊島区に関する記述	
①台地と低地がつくる細やかな起伏や緑の帯		①台地と低地がつくる細やかな起伏や緑の帯		
山	—	山	—	
大名屋敷	—	大名屋敷	—	
坂	宿坂、妙義坂、小篠坂	坂	宿坂、妙義坂、小篠坂	
河川	神田川	河川	神田川	
橋梁	—	橋梁	—	
②東京の成り立ちを伝える街並みや建造物		②縦横に巡る水のネットワーク		
近代建築	—	河川	神田川	
面的開発、大規模構造物	サンシャインシティ	橋梁	—	
③多様な個性と魅力をもつ地域広がり		③東京の成り立ちを伝える街並みや建造物		
寺町	雑司ヶ谷	近代建築	立教大学	目黒学園明日館、雑司が谷旧宣教師館
特色ある街並み	—	面的開発、大規模構造物	池袋駅周辺	
寺社・仏閣	とげぬき地蔵、南蔵院、目白不動尊、鬼子母神、真正寺、本教寺など	④多様な個性と魅力をもつ地域広がり		
都市環境再生ゾーン		寺町	雑司ヶ谷	
要素の種類	豊島区に関する記述	特色ある街並み	—	グリーン大通り周辺
①かつての下町と戦後都市化した市街地		寺社・仏閣	とげぬき地蔵、南蔵院、目白不動尊、鬼子母神、真正寺、本教寺など	
寺社・仏閣	—	商店街	東長崎	巢鴨、東長崎など
②縦横に巡る水のネットワーク		多様な都市文化・都市産業のにぎわいをみせている地域	池袋周辺	
河川	—	特色あるにぎわいを備えた商店街等とともに発展してきた地域	—	巢鴨地蔵通り
橋梁	—	江戸の街区割りや明治以降の近代の面影を残す地域	雑司ヶ谷	都電荒川線沿線
親水公園、河川敷、水辺公園	—	閑静な住宅街	目白	
③大規模な住宅団地と木造住宅密集地域		⑤海辺に開かれたレクリエーション・エリア		
住宅地	—	海辺の公園	—	
④地域の生活拠点を中心とするにぎわい		⑥東京のシンボルとなる新しい景観(東京湾岸道路内陸側)		
商業拠点	東長崎など	面的開発・施設等	—	
⑤雑木林や屋敷林、農地が残る東京の原風景				
公園・緑地	—			
河川等	神田川			
里山	—			
⑥主な史跡・名勝				
史跡・名勝	—			